

災害発生後の手続き

(災害報告書の提出)

(災害発生後、30日以内)

- ① 災害について、ただちに単P会長に報告して下さい。
- ② 様式-4(災害報告書)をコピーし、災害発生状況を具体的に記入して下さい。
- ③ 災害報告書の記入が完了したら、会長が認めたPTA行事である証拠となる文書(会長名がついた案内文、年間行事計画等)を添付して安全委員会にご送付下さい。
 - ※ 会長印は公印をお願いします。
 - ※ 事務担当者が報告書を作成した場合は、提出前に必ず会長の確認をお願いします。
 - ※ 安全委員会にて災害報告書を受領後公文(受領通知と請求手続き上の留意点)を送付します。

(共済金請求の手順)

治癒したとき、又は事故発生日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時、
(共済約款 第9条との関わり)

1. 医療報告書の提出

- ① 医療報告書①様式-6(通院期間7日以内)をコピーし、記入して下さい。
- ② 医療報告書②様式-7(通院期間7日以上)をコピーし、記入して下さい。
 - ※通院期間が7日以内であっても骨折・アキレス腱断裂等、固定具を使用した場合は、医療報告書②と診断書を提出して下さい。但し、診断書を提出する場合は、医療報告書②の診療期間の欄は記入不要です。
 - ※治療までの期間がこの用紙で不足の場合は、枚数を増やしてご使用下さい。
- ③ 通院・入院日数の記入欄は、実際に通院された日に○印、入院された日に△印をつけて下さい。
 - ※治療期間がこの用紙で不足の場合は、用紙の枚数を増やして下さい。

2. 診断書の提出

- ① 様式-8(診断書)をコピーして病院に提出し、お願いして下さい。
 - ※病院の診断書料(文書量) 1災害につき1通の領収書を添付して下さい。

3. 共済金支払い請求書の提出

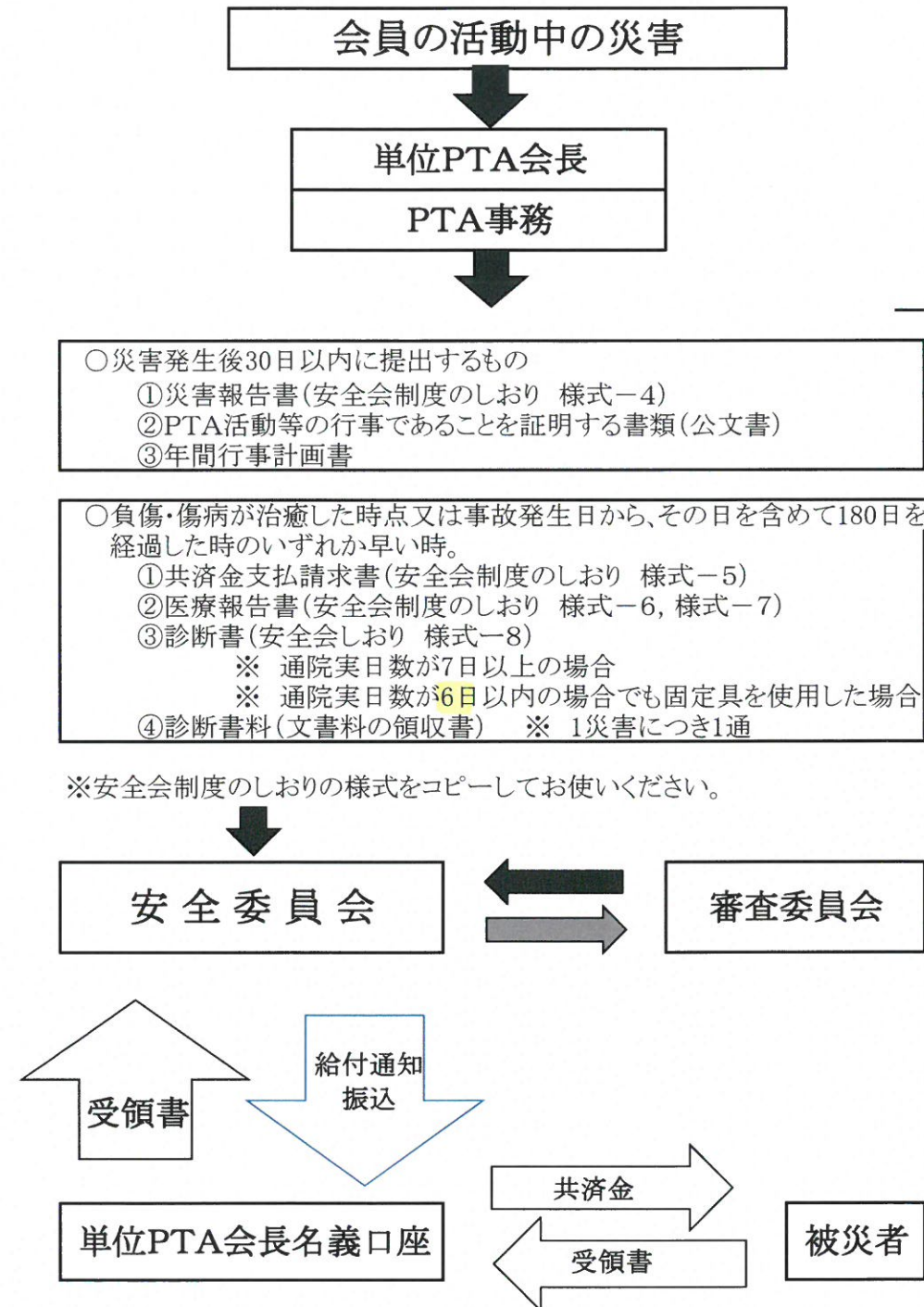
- ① 様式-5(共済金支払請求書)をコピーし、記入して下さい。
- ② PTA会長印は公印を押印して下さい。
- ③ 記入が完了したら医療報告書、診断書等を添えて安全委員会に送付して下さい。
以上で共済金支払請求の手続きは完了です。

(共済金の送付について)

共済金は審査委員会での査定後、各単位PTAの口座に振り込みます。
※同時に共済金支払通知書を単位PTA会長宛に送付いたします。
なお、同封の受領書は署名押印(受給者本人において)のうえ、安全委員会宛早急にご返送ください。

宛先 〒 900-0002
 那覇市曙2-26-27
 PTA会館内
 一般社団法人沖縄県PTA連合会 安全委員会

災害発生から共済金給付まで



お問い合わせ

(一社) 沖縄県PTA連合会 安全委員会 ☎ (098) 867-8645